

様式第2号

開 発 事 業 計 画 書
(第2回変更)

令和 7 年 7 月 2 日

仙台市長 郡 和子 様

住 所 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目3番22号
氏 名 大青工業 株式会社 代表取締役 青澤 誠治

杜の都の風土を守る土地利用調整条例第11条第1項(第17条第2項, 第18条第7項, 第21条第2項, 第24条第1項)の規定により, 次のとおり提出します。

変更箇所は朱書き

開発事業の名称	坪沼産業廃棄物最終処分場拡張事業		
種別:	区画形質の変更 水面の埋立等 工作物の新築・改築・増築・ 移転 ・用途の変更・構造等の変更 その他 ()		
開発事業の目的	現在の産業廃棄物処理場は、平成8年12月11日付で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可区域で、許可番号仙台市（環廃産）指令第10号と平成8年12月17日付で森林法第10条の2許可を得て業務を行っており、数度の変更を経て現在（埋立て面積68,718.9㎡、埋立て容量1,659,761.5㎡）に至っているが、埋立て残量が、わずかとなっていることから、隣接する土地を含め埋立て容量を確保するもの。		
開発事業の内容	現在の処分場の盛土法面と東側通路を挟んだ向かい側の法面に挟まれた凹地を生かし、EL=150m～EL=210mまでの渓谷を産業廃棄物の最終処分場として利用することで、約102万㎡増量を計る計画。		
事業区域の位置	宮城県仙台市太白区坪沼字硯石55-1 外28筆 別紙1参照		
事業区域の面積	14.0107ha	樹林地の有無:	有 (面積: 2.0731ha) 無
建築物その他の工作物の概要	工作物の用途	産業廃棄物最終処分場管理事務所移転	
	工作物の規模	建築(築造)面積: 236.00㎡ 高さ: 6.621m	
	著しく環境を悪化させるおそれがある工場等の有無	有	無
	水濁法特定事業場の有無	有 (排出水量:) 無	
	水濁法有害物質使用特定事業場の有無	有	無
	一般廃棄物処理施設の有無	有	無
	産業廃棄物処理施設の有無	有	無
	ダイオキシン類対策特措法特定施設の有無	有	無
①新たにできる盛土法面は、造成森林（アカマツ、クロマツ H=0.3m、3,000本			



事業計画の作成に際し適正かつ合理的な土地利用を図る上で留意した事項	／ha)とし、切土法面は緑化法面（ヨモギ、ノハギ、イタドリ、カヤ他）で対応する。②希少動植物が存在する場合は移植等を行い自然環境に配慮します。③資材運搬の車両通行は、月～金 AM8:00～PM5:00 の間とし交通渋滞が起きないように、又、安全運転に配慮します。④土砂や雨量の増大による災害を防ぐ為、既存の防災調整池に雨や土砂を誘導します。		
事業区域内に確保する緑地	面積：7.7790ha	事業区域内に残置する森林	面積：1.9093ha
	率：55.52%		率：92.10%
斜度 30 度を超える土地の有無		有 ・ 無 3,021 m ²	
汚水及び雨水の放流先，処理施設の有無，並びに処理施設の概要	①汚水：くみ取り（改良） ②雨水：既存の 2 か所の防災調整池（V=11,597 m ³ と V=5,869 m ³ ）を経て支倉川へ放出される。		
開発事業の実施にともなう発生集中が見込まれる自動車交通量	現在、産業廃棄物搬入車両に変化はなく、新たな埋立地の材料の搬入車両が 1 日あたり 2 台程度の増加となる。		
事業区域内の給水に係る取水計画の概要	給水計画なし		
開発事業の実施に際し必要と見込まれる許認可等の名称	①森林法第 10 条の 8 第 1 項の届出 ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 第 1 項（産業廃棄物処理施設の変更許可） ③都市計画法第 43 条建築等の許可 ④建築基準法 6 条、6 条の 2 の確認		
連 絡 先	住 所	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目 3 番 22 号	
	担当者	所属：大青工業 株式会社	電話：022-222-0224
		氏名：佐々木 宏美	Fax：022-265-1238

備考

1 添付図面

- (1)事業区域の位置を明らかにした縮尺 1：10,000 以上の位置図
- (2)事業区域の区域を明らかにした縮尺 1：5,000 以上の地形図
- (3)事業区域における土地利用の現況を明らかにした縮尺 1：5,000 以上の地形図
- (4)造成計画の概要を明らかにした縮尺 1：5,000 以上の平面図及び断面図
- (5)事業区域における土地利用計画の概要を明らかにした縮尺 1：5,000 以上の平面図
- (6)設置を予定する工作物の種別、規模その他の概要を明らかにした縮尺 1：2,500 以上の平面図及び立面図
- (7)発生集中自動車交通に係る主要な移動経路を明らかにした縮尺 1：10,000 以上の平面図

2 事業区域内の土地の登記事項証明書(写しで可)および借地等の場合は所有者の同意書を別途提出すること

3 再生可能エネルギー発電事業については、事業者の住民票(法人である場合はその登記事項証明書)、資金計画書及び事業経歴書を別途提出すること

4 本条例の手続きについて事業者以外に委任する場合には、事業者より委任状を別途提出すること

5 用紙の大きさは、添付図面については日本工業規格 A3 とし、それ以外のものについては A4 とすること

番号	地番	変更後
1	仙台市太白区坪沼字硯石	55-1の一部
2	－ 〃 －	30-3の一部
3	－ 〃 －	30-4
4	－ 〃 －	30-5
5	－ 〃 －	46-1の一部
6	－ 〃 －	46-4
7	－ 〃 －	46-5
8	－ 〃 －	47-3
9	－ 〃 －	47-6
10	－ 〃 －	47-7
11	－ 〃 －	47-8
12	－ 〃 －	47-9の一部
13	－ 〃 －	47-11の一部
14	－ 〃 －	51の一部
15	－ 〃 －	52の一部
16	－ 〃 －	53-1
17	－ 〃 －	53-2
18	－ 〃 －	53-3の一部
19	－ 〃 －	54-1
20	－ 〃 －	54-2
21	－ 〃 －	54-3
22	－ 〃 －	55-2
23	－ 〃 －	56
24	－ 〃 －	57の一部
25	－ 〃 －	58-1の一部
26	－ 〃 －	58-2の一部
27	－ 〃 －	58-3の一部
28	－ 〃 －	58-4の一部
29	仙台市太白区坪沼字愛宕山西	30-5の一部